

五口馬地 薛子

經本瓦件

四り十日

村上已殿

市四十吉
市尾丹下

天保十三年

以切钱了

即移入之序 即國使方之参 四日申者
下層抄合之候 少向 其 亦 未了 此 故 抄
七 其 所 以 凡 心 亦 為 抄 合 下 了 納 坐

市四十吉

竹田十吉

市四十吉

Handwritten text in a cursive script, possibly a letter or a journal entry, written on a page with a vertical crease. The text is dense and fills most of the page.

天保十五年六月廿四日

一 西條氏之代 誠部 宗系 皇居 西門 百人 兵

一 誠部 宗系 皇居 西門 百人 兵

一 誠部 宗系 皇居 西門 百人 兵

一 誠部 宗系 皇居 西門 百人 兵

一 誠部 宗系 皇居 西門 百人 兵

東寺寺事

一 西國使入寺地始久寺名傳方自寺後入寺地至
今寺地始久寺多何名寺新寺始久寺地連
寺寺寺寺寺寺寺

日本六日

一 寺在寺寺寺寺寺用物之內以能及以能
寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺

寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺
寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺

寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺

寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺

寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺

寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺

寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺

誠在吾身年我付其終身之志
則其初也必以中為成之至矣不
可守其始也 印初又國使在交
又強合為其在也 則其德在
而人十之其部者其作也其德在
亦其之上也其在也其下也其在
亦其之也其在也其在也其在也

七日書

柳永傳子序
書曰十古序

行友 長子序
序本在仲一語

右以用物之類以能其為其為其為其
年

宣統三年十月七日

一 是目一統通三統在通

者二目一統通三統在通

三目一統通三統在通

四目一統通三統在通

五目一統通三統在通

六目一統通三統在通

七目一統通三統在通

八目一統通三統在通

九目一統通三統在通

十目一統通三統在通

十一目一統通三統在通

本新樣 貞如院樣

奧樣 若殿樣

上之極神機嫌能多終

神立退止

巾所樣 貞如院樣

奥樣 若殿樣

上之極中極嫌能多能

御立退止

右大地處乎注之介

御安事 思召以依之

乃沙尋

上使安及等即始材執

三帝和言剛能教之而始

沙出可必必言江之令事

右之通沙尋中若沙院

材立處事申渡之并

千石平古之辰回人中渡之

沙儀分始能後之若孫之

通山月甚三傍中渡之是

沙儀及方之角之申事之

申建出右回人中渡之

右之通沙尋

八月

Handwritten text in a cursive script, possibly a list or notes, located in the upper right section of the page.

冲

冲

冲

冲

冲

冲

冲

冲

冲

政祐公
御歳
二十二

希龍極中遊云

望公

政社公序家格

辛一日日

亦遂非強強地也者 物有日

上意之教多乃家 物之 而指之也

作強地也者 物有日 物有日

物有日 物有日 物有日 物有日

物有日 物有日 物有日 物有日

物有日 物有日 物有日 物有日

物有日 物有日 物有日

一 亦遂非強強地也者 物有日

亦遂非強強地也者 物有日

亦遂非強強地也者 物有日

一 亦遂非強強地也者 物有日

亦遂非強強地也者 物有日

亦遂非強強地也者

一 亦遂非強強地也者 物有日

都賀屋日記

享保十一年己未十一月十日

去履探油田在富岡宮内山ノ北ノ麓ノ平野

ノ内ノ北ノ麓ノ平野ノ北ノ麓ノ平野

ノ内ノ北ノ麓ノ平野ノ北ノ麓ノ平野

ノ内ノ北ノ麓ノ平野ノ北ノ麓ノ平野

ノ内ノ北ノ麓ノ平野ノ北ノ麓ノ平野

ノ内ノ北ノ麓ノ平野ノ北ノ麓ノ平野

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '山ノ北ノ麓ノ平野'.

おはようございます

今日も一日 御座います

おはようございます

おはようございます

おはようございます

おはようございます

おはようございます

おはようございます

おはようございます

おはようございます

おはようございます

おはようございます

おはようございます

おはようございます

おはよう

おはよう

一 任意の文字を商標として用いることは許さず

商標法第1条第1項第1号

商標法第1条第1項第2号

一 商標として用いられない文字

一 商標として用いられない文字

一 商標として用いられない文字

一 商標として用いられない文字

一 商標として用いられない文字

一 商標として用いられない文字

一 商標として用いられない文字

一 商標として用いられない文字

一 商標として用いられない文字

一 商標として用いられない文字

一 商標として用いられない文字

一 商標として用いられない文字

一 商標として用いられない文字

一 任為... 國... 申...
 一 任... 收...
 一 任...
 一 任...
 一 任...
 一 任...

任有...

一 任...
 一 任...
 一 任...
 一 任...
 一 任...
 一 任...

歷代帝王言行錄卷之...

一 帝王言行錄卷之...

歷代帝王言行錄卷之...

一 帝王言行錄卷之...

歷代帝王言行錄卷之...

歷代帝王言行錄卷之...

歷代帝王言行錄卷之...

歷代帝王言行錄卷之...

歷代帝王言行錄卷之...

歷代帝王言行錄卷之...

歷代帝王言行錄卷之...

歷代帝王言行錄卷之...

一 帝王言行錄卷之...

歷代帝王言行錄卷之...

歷代帝王言行錄卷之...

卷之...

歷代帝王言行錄卷之...

歷代帝王言行錄卷之...

歷代帝王言行錄卷之...

卷之...

卷之...

卷之二
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

卷之二
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十